特定投資家制度における顧客区分に関する期限日について

ゴールドマン・サックス・バンクUSA東京支店

金融商品取引法第３４条の３および同法第３４条の４（銀行法により準用する場合を含みます。）は、特定投資家以外のお客様について、特定投資家のお客様としてお取引の勧誘または締結をさせていただくための手続について規定しています。当該手続につきまして、特定投資家のお客様としてお取引させていただく期間の末日（期限日）を定めることとされておりますところ（金融商品取引法第３４条の３第２項第２号、同法第３４条の４第４項）、当支店においては期限日を、毎年９月２９日とします。

以 上